

## 旅行業(第2種・3種・地域限定)更新登録申請書類一覧表

NO	書類名	法	個	備考
1	更新登録申請書(1)	●	●	申請者の住所は、『登記簿謄本の「本店(所在地)」』又は『住民票の「住所地」』とすること。 手数料として収入証紙17,000円を持参(まだ貼付しないでください。「印紙」ではありませんのでご注意ください)。
	更新登録申請書(2)	▲	▲	その他の営業所(支店)がある場合のみ。
	更新登録申請書(3)	▲	▲	自社に所属する旅行業者代理業者がある場合のみ。
2	定款又は寄附行為	○		「目的欄」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
3	登記簿謄本	○		3か月以内のもの。「目的欄」は、「旅行業」又は、「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
	事業者の住民票		○	3か月以内のもの。
4	役員の宣誓書	●		監査役を含む全役員の宣誓書(自署のもの)
	事業者の宣誓書		●	自署のもの
5	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図。管理者を明記する。
7	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び 添付書類の写し (抜粋ではなく、全頁の写し)	○		直近に申告した確定申告書全頁及び下記の添付書類の全頁の写し。 ・貸借対照表・損益計算書
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(県税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	
	旅行業務取扱管理者試験合格証、 旅行業務取扱主任者試験合格証 又は旅行業務取扱主任者認定証の 写し	○	○	
	旅行業務取扱管理者の履歴書	●	●	
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●	●	本人が自署したもの。代表者または役員が管理者の場合は、重複して提出は不要。
	旅行業務取扱管理者定期研修の修了を証明するもの	○	○	定期研修未受講者を選任する場合は、誓約書を提出する。
9	事故処理体制の説明書	○	○	「外部との連絡体制」の山梨県の欄には、観光文化政策課 電話055-223-3776と記載。旅行業協会加入予定申請者はその体制も記入。
10	旅行業約款	○	○	
11	取引額報告書(写し)	○	○	過去5年分の取引額報告書を添付。
12	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	○	○	

・丸印は、必ず提出する書類

・三角印は、該当あれば添付を要する書類

・●▲印は、様式指定のもの。

・「法」は法人を、「個」は個人をそれぞれ表す。